

2011年北海道レースシリーズ規定（案）

第1条 総則

本シリーズは、アマチュアスポーツとフェアプレーの精神に基づき、モータースポーツ全般の普及と技術向上を目的として開催され、諸規則、車両、マナーの違反は許されない。

第2条 大会

本シリーズは、国際自動車連盟（FIA）の国際スポーツ競技規則及びJAF国内競技規則、MRC北海道レース競技規則、本シリーズ規定、Netz cup共通規定・ヴィッツシリーズ規定並びに各大会特別規則に従って開催される。全ての参加者はこれらの諸規則に精通しこれを遵守するとともに各主催者及び競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第3条 シリーズの条件

本シリーズの成立は、全戦の50%以上の成立による。

第4条 レース成立台数

本シリーズにおける各大会の各レースの成立は、参加台数において6台以上とする。

ただし、大会組織委員会が承認した場合、参加台数が6台に満たないときにおいてもレースが成立する場合がある。

第5条 各レースにおけるシリーズ得点

5-1 スプリントレース（SAURUS Jr/NetzCup Vit'z/Vitz1000）

- ①本シリーズの得点は、完走（レース完走周回数はレース距離及び時間の70%以上）した者に与える。
- ②本シリーズのランキングは、シリーズを通して2戦以上参加のドライバーを対象とする。
- ③出走台数が3台未満のクラスはシリーズポイントを付与しない。

5-2 シリーズポイント基準表

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
6台以上	15	12	9	7	6	5	4	3	2	1
6台未満	12	9	7	6	5					

※ネットカップヴィッツシリーズは、別途シリーズ競技規定のポイントによる。

- 5-3 本シリーズの得点は、JMRC北海道レース部会が付与するものであり、その最終判定はJMRC北海道レース部会にある。本部会は、シリーズ各戦の結果を尊重しつつ、疑義が生じた場合は当該競技会の審査委員会を召集し、調査の上、競技結果にかかわらずシリーズ得点の減点及び剥奪、並びに本シリーズ出場停止等の処分をする場合がある。

ただし、上記処分が科された場合でも当該競技は成立し、処分を受けた選手の当該競技会における順位、賞金、副賞は競技通り認められる。

第6条 シリーズ順位

- 6-1 得点は各レースシリーズともに全戦有効(第5条該当)とし、得点合計の多い者を上位とする。

- 6-2 複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、出場回数の多い者が上位となり出場回数も同一の場合は、上位得点の回数が多い者を上位とする。当該レースシリーズの最高得点者はそのシリーズの本年度チャンピオンとして、JMRC北海道地域クラブ協議会より認定される。

- 6-3 シリーズ表彰は以下の通り認定する。

□各部門毎の参加平均台数に応じ、以下の通り表彰認定する。

- | | | |
|----------------|-------|------|
| 1)SAURUS.J r | ----- | 6位以内 |
| 2)NetzCup Vitz | ----- | 6位以内 |
| 3)Vitz1000 | ----- | 6位以内 |

- 6-4 シリーズポイント取得対象者は、以下要件①②を満たした者とする。(JMRC北海道表彰要件に準ずる)

①JMRC北海道に加盟するクラブ団体の構成員に限られる。

②JMRC北海道互助会加入者に限られる。

本規定に明記されていない項目については、各大会の特別規則書・公式文書で示される。

第7条 シリーズ分担金

主催者は、参加 1台につき1,500円を JMRC北海道に納入する。

- 第8条 本規定に明記されていない項目については、各大会特別規則書・公式文書にて示される。

第9条 本規定の解釈

本規定に疑義が生じた場合は、JMRC北海道レース部会により決定される。

第10条 本規定の施行

本規定は、2011年3月1日をもって施行される。